

# 安全保障の法的基盤に関する 従来の見解について

平成25年11月13日

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会  
(第4回会合)

内閣官房副長官補

# 憲法

## 第9条

### 第1項

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

### 第2項

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

# 憲法

## 前文

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

## 第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

# 国連憲章(1945年)

## 第1章 目的及び原則

### 第2条4

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

## 第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

### 第51条

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

# 日米安全保障条約(1960年)

## 前文

「日本国及びアメリカ合衆国は、(略)

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、(略)

よつて、次のとおり協定する。」

## 第5条

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。」

# 1. 政府の答弁

(1) 憲法施行(1947年)前後(国連の集団安全保障体制の創設(45年)—終戦(45年)—  
—憲法施行(47年)—占領行政(52年まで))

衆議院-本会議(昭和21年(1946年)6月26日)(旧憲法下)

○吉田茂内閣総理大臣

「自衛権ニ付テノ御尋ネデアリマス、戦争抛棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定ハシテ居リマセヌガ、第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス、従来近年ノ戦争ハ多ク自衛権ノ名ニ於テ戦ハレタノデアリマス、満洲事変然リ、大東亜戦争亦然リデアリマス、今日我ガ国ニ対スル疑惑ハ、日本ハ好戦国デアル、何時再軍備ヲナシテ復讐戦ヲシテ世界ノ平和ヲ脅カサナイトモ分ラナイト云フコトガ、日本ニ対スル大ナル疑惑デアリ、又誤解デアリマス、先ヅ此ノ誤解ヲ正スコトガ今日我々トシテナスベキ第一ノコトデアルト思フノデアリマス、又此ノ疑惑ハ誤解デアルトハ申シナガラ、全然根底ノナイ疑惑トモ言ハレナイ節ガ、既往ノ歴史ヲ考ヘテ見マスト、多クアルノデアリマス、故ニ我ガ国ニ於テハ如何ナル名義ヲ以テシテモ交戦権ハ先ヅ第一自ラ進ンデ抛棄スル、抛棄スルコトニ依ツテ全世界ノ平和ノ確立ノ基礎ヲ成ス、全世界ノ平和愛好国ノ先頭ニ立ツテ、世界ノ平和確立ニ貢献スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フノデアリマス(拍手)之ニ依ツテ我ガ国ニ対スル正当ナル諒解ヲ進ムベキモノデアルト考ヘルノデアリマス、平和国際団体ガ確立セラレタル場合ニ、若シ侵略戦争ヲ始ムル者、侵略ノ意思ヲ以テ日本ヲ侵ス者ガアレバ、是ハ平和ニ対スル冒犯者デアリマス、全世界ノ敵デアルト言フベキデアリマス、世界ノ平和愛好国ハ相寄り相携ヘテ此ノ冒犯者、此ノ敵ヲ克服スベキモノデアルノデアリマス(拍手)ココニ平和ニ対スル国際的義務ガ平和愛好国若シクハ国際団体ノ間ニ自然生ズルモノト考ヘマス(拍手)」

# 1. 政府の答弁

(2) 主権回復・独立(1952年)前後(朝鮮戦争勃発(50年)—警察予備隊創設(50年)  
—冷戦・国連機能に陰り—日米安保条約発効(52年)—自衛隊創設(54年))

(ア) 衆議院 - 外務委員会 (昭和27年(1952年)11月29日)

○木村保安庁長官

「戦争にも大きな戦争もあり、小さい戦争もあると言われましたが、われわれの戦力というものは、いわゆる近代戦を遂行し得る能力と考えております。一体憲法において規定されておるのは、いわゆる国際法上の戦争であります。国権の発動たる戦争及び武力による威嚇、あるいは武力の行使は国際紛争を解決する手段としてはこれは行使してはならぬ、これは永久に放棄する、これが大前提であります。いわゆる侵略戦争をとめようというのが、私は憲法第九条の大眼目であろうと考えております。従いまして、日本が自衛力はこれを保持することは何ら禁止されておるわけではありません。従いましてこのいわゆる侵略戦争を禁止する一つの方法として、第二項において戦力を保持してはならぬ、こう考えているのであります。その戦力はこの大きな前提から導き出されるのでありまして、いわゆる近代戦を有効に遂行し得る能力、いわゆる他国を侵略し得るような能力をさしておるもの、こう考えております。」

(イ) 衆議院-予算委員会 (昭和29年(1954年)12月22日)

○大村防衛庁長官

「二、憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。一、戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、「国際紛争を解決する手段としては」ということである。二、他国から武力攻撃があつた場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであつて、国際紛争を解決することとは本質が違ふ。従つて自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

(略) 自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。」

# 1. 政府の答弁

## (3) 日米安保条約改定(1960年)以降

(ア) 参議院-予算委員会 昭和34年(1959)3月16日

○林内閣法制局長官

「外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行うということの点だけにしぼって集団的自衛権ということが憲法上認められるかどうかということをおっしゃれば、それは今の日本の憲法に認められている自衛権の範囲には入らない、こういうふうに言うべきであろうと思います。」

(イ) 参議院-予算委員会 昭和35年(1960年)3月31日

○岸内閣総理大臣

「いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えられておる締約国や、特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛するという意味における私は集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない、かように考えております。」

(ウ) 参議院-予算委員会 昭和35年(1960年)3月31日

○岸内閣総理大臣

「集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国に行ってこれを守ることをございますけれども、それに尽きるものではないとわれわれは考えておるのであります。そういう意味において一切の集団的自衛権を持たない、こう憲法上持たないということは私は言い過ぎだと、かように考えております。」

(エ) 参議院-予算委員会 昭和35年(1960年)3月31日

○林内閣法制局長官

「これはいろいろの内容として考えられるわけですが、たとえば現在の安保条約におきまして、米国に対して施設区域を提供いたしております。あるいは米国と他の国、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対してあるいは経済的な援助を与えるというようなこと、こういうことを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、こういうものを私は日本の憲法は否定しておるものとは考えません。」



# 1. 政府の答弁

## (4) 1970年代から冷戦終結(1990年)まで

### (ア)「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」(昭和47年(1972年)10月14日参議院決算委員会提出資料)

「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」

### (イ) 稲葉誠一衆議院議員質問主意書に対する答弁書(昭和56年(1981年)5月29日)

「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。」

# 1. 政府の答弁

(ウ) 森清衆議院議員質問主意書に対する答弁書(昭和60年(1985年)9月27日)

「憲法第九条第二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、このような意味の交戦権が否認されていると解している。

他方、我が国は、国際法上自衛権を有しており、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められているのであつて、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うこととは別の観念のものである。實際上、我が国の自衛権の行使としての実力の行使の態様がいかなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べることは困難であるが、例えば、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。」

(エ) 衆議院-予算委員会 (昭和45年(1970年)3月30日)

○中曽根防衛庁長官

「やはり核兵器、特に攻撃的、戦略的核兵器、それから攻撃的兵器の中でたとえばB52のようなもの、あるいはICBM、あるいは中距離弾道弾、このように他国の領域に対して直接脅威を与えるものは禁止されていると思います。」

# 1. 政府の答弁

(オ)衆議院-外務委員会 (昭和53年(1978年)3月24日)

○福田内閣総理大臣

「(略)核といえども、必要最小限の自衛のためでありますればこれを持ち得る、こういうのが私どもの見解でございます。ただ(略)、わが国は非核三原則というものを国是としておる、それからまた核拡散防止条約に加入しておる、また原子力基本法を持っておる(略)、現実の問題として(略)核を兵器として持つということはありませんが、憲法解釈の問題とは別個の問題であるというふうに御理解願います。」

(カ)「F-15及びP-3Cを保有することの可否について」(昭和53年(1978年)2月14日 衆議院予算委提出)

「憲法第九条第二項が保持を禁じている「戦力」は、自衛のための必要最小限度を超えるものである。右の憲法上の制約の下において保持を許される自衛力の具体的な限度については、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有することは否定し得ない。もっとも、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器(例えばICBM、長距離戦略爆撃機等)については、いかなる場合においても、これを保持することが許されないのはいうまでもない。」

# 1. 政府

## (5) 冷戦終結(1990年)・湾岸戦争(1991年)以降

(ア) 衆議院 - 予算委員会(平成9年(1997年)2月13日)

○大森内閣法制局長官

「…このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありまして、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。」

(イ) 衆議院 - 国際連合平和協力に関する特別委員会(平成2年(1990年)10月29日)

○工藤内閣法制局長官

「…例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにはいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは…問題があろうということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがって、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思えます。」

# 1. 政府

(ウ)参議院 -日米防衛協力のための指針に関する特別委員会(平成11年(1999年)5月20日)

○大森内閣法制局長官

「…要するに安保条約及びその関連取り決めに基づいて我が国から行われる米軍の戦闘作戦行動のための基地としての使用について、我が国があらかじめ応諾をしているという結果として米軍機が滑走路を使用するわけでございます。その場合に、我が国の行為としましては、あくまでそういう施設を使用することを応諾するという消極的な行為にとどまりまして、予定される米軍の武力の行使と一体化するような積極的な行為を我が国がそれ以上にするという事はないと考えられますので、いわゆる一体化論との関係では、滑走路を使用することを応諾することとの関係では憲法上の問題は生じないのではないかというふうに考えているところでございます。」

(エ)島聡衆議院議員質問主意書に対する答弁書(平成16年(2004年)6月18日)

「憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。」

## 2. 最高裁判所（昭和34年（1959年）12月16日大法廷・いわゆる砂川事件判決）

「同条（注：憲法第9条）は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく」

「憲法前文にも明らかなように、（われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしてつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、）平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。」

「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」

### 3. 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

(平成20年(2008年)報告書)

「特に、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という文言は、「我が国として国際関係において武力の行使を行うことを一切禁じているように」は見えず、この規定の意味するところは、むしろ、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を「国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」ものであって、個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではないと読むのが素直な文理解釈であろう。」

「憲法第9条第1項が、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ものであって、個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものでないとすれば、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という第2項は、第1項の禁じていない個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加のための軍事力を保持することまでも禁じたものではないと読むべきであろう。」

## 1. 憲法第9条

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### (参考1) 憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### (参考2) 憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### (参考3) 国連憲章第2条4

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の



目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

(参考4) 不戦条約第1条

締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

(参考5) 國際連盟規約前文

締約國ハ  
戦争ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ  
各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ  
各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ基準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ  
組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ  
以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲  
茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス。

(参考6) 国連憲章第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

(参考7) 国連憲章第27条3

その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によつて行われる。但し、第6章及び第52条3に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。

(参考8) 国連憲章第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

(参考9) 日米安保条約前文、第1条、第5条及び第6条  
前文

日本国及びアメリカ合衆国は、  
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よつて、次のとおり協定する。

第一条 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

## 2. 憲法第9条の政府解釈

(1) 憲法施行 (1947 年) 前後 (国連の集団安全保障体制の創設 (45 年) —終戦 (45 年) —憲法施行 (47 年) —占領行政 (52 年まで))

(ア) 衆議院本会議 (昭和 21 年 6 月 26 日) (旧憲法下)

○国務大臣 (吉田茂君) 自衛権ニ付テノ御尋ネデアリマス、戦争抛棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定ハシテ居リマセヌガ、第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス、従来近年ノ戦争ハ多ク自衛権ノ名ニ於テ戦ハレタノデアリマス、満洲事変然リ、大東亜戦争亦然リデアリマス、今日我が国ニ対スル疑惑ハ、日本ハ好戦国デアル、何時再軍備ヲナシテ復讐戦ヲシテ世界ノ平和ヲ脅カサナイトモ分ラナイト云フコトガ、日本ニ対スル大ナル疑惑デアリ、又誤解デアリマス、先ヅ此ノ誤解ヲ正スコトガ今日我々トシテナスベキ第一ノコトデアルト思フノデアリマス、又此ノ疑惑ハ誤解デアルトハ申シナガラ、全然根底ノナイ疑惑トモ言ハレナイ節ガ、既往ノ歴史ヲ考ヘテ見マスト、多々アルノデアリマス、故ニ我が国ニ於テハ如何ナル名義ヲ以テシテモ交戦権ハ先ヅ第一自ラ進ンデ抛棄スル、抛棄スルコトニ依ツテ全世界ノ平和ノ確立ノ基礎ヲ成ス、全世界ノ平和愛好国ノ先頭ニ立ツテ、世界ノ平和確立ニ貢献スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フノデアリマス (拍手) 之ニ依ツテ我が国ニ対スル正当ナル諒解ヲ進ムベキモノデアルト考ヘルノデアリマス、平和国際団体ガ確立セラレタル場合ニ、若シ侵略戦争ヲ始ムル者、侵略ノ意思ヲ以テ日本ヲ侵ス者ガアレバ、是ハ平和ニ対スル冒犯者デアリマス、全世界ノ敵デアルト言フベキデアリマス、世界ノ平和愛好国ハ相寄り相携ヘテ此ノ冒犯者、此ノ敵ヲ克服スベキモノデアルノデアリマス (拍手) ココニ平和ニ対スル国際的義務ガ平和愛好国若シクハ国際団体ノ間ニ自然生ズルモノト考ヘマス (拍手)

(イ) 衆議院 - 帝国憲法改正案委 (昭和 21 年 7 月 15 日) (旧憲法下)

○金森國務大臣 第九條は第一項も第二項も共に戦争と云ふことに着眼して居る譯であります、隨て國內の治安を維持する爲に實際上の力を用ひることは禁止しては居りませぬ、或る場合に警察官が其の機能を發揮して治安を擁護することは固よりなし得べきことであり、なさなければならぬことと思ふのであります、併しながらどの程度までが警察權であり、どの限度を越えますれば陸海空軍の戦力となるか、許さるべき範圍と許されざる範圍と云ふものが起つて來て、是は理論的に何處かに境界線が明白に存するものと思ふ譯であります、唯實際に於きまして若しも國內治安維持の爲の警察力と云ふことに言葉を藉りて、陸海空軍の戦力其のものに匹敵するやうなものを考へまするならば、やはり此の憲法第九條違反となります、運用の上に於きましては誰が見ても警察權の範圍と認め得る程度に於て実施すべきものと考へて居ります

○金森國務大臣 斯様な言葉は中心の所は誰でも直ぐ諒解を致しますけれども、其の内容の周邊に當る所、詰り何處まで行けば戦力になり、何處まで行けば平

和力になるかと云ふ限界は中々決め兼ねる點があります、大體の基本の原則と致しましては、一國の戰鬪力を構成することを常の姿として居る力、之を戰鬪力と云ふものと思ふのであります、新たに學問上發達致しました所の特殊なる戰爭手段の如きは、陸海空軍でなくても固より戦力であり、多數の人間に多くの生命身體に關する變化を惹起すると云ふやうな手段は之に入ると思ふのであります、併し専ら平和の目的に使はると云ふことに依つて説明が出来るやうな、而して詰り一般の經濟的な設備等は、此の戦力には入るものではない、斯う云ふやうに考へて居りまして現實の施設が戦力であるかどうかは總合的な判斷に依つて決めるより外に名案はないものと思つて居ります

(ウ) 貴族院 - 帝国憲法改正案特別委 (昭和 21 年 9 月 13 日) (旧憲法下)  
○國務大臣 (金森徳次郎君) 遡つて前の方で御意見を御示しになりましたる點に付て一應御答へを申しまするが、戰爭と威嚇と行使、此の三つを列べてありまして、之を戰爭だけに集約しても宜いのぢやないかと云ふやうな御氣持であつたと考へて居りまするが、是は「ケログ」條約等に於ては戰爭と云ふことを主題に供して居る譯であります、戰爭だけでは言葉が少ない、戰爭に未だ至らざる段階に於きましては武力の威嚇及び使用と云ふものを避けるやうにしなければならぬと云ふ譯で、特に附加へた趣旨と考へて居りまするが故に、之を俄に「ケログ」條約の段階の簡単な言葉を以て言ひ現すと云ふことが果して宜いのであらうか、悪いであらうか、此の表題の所は唯戰爭の拋棄だけですが、是は表題でありまして、中味に於て多少或程度發展せしむると云ふことが宜いのではなからうかと、斯う云ふ風の氣持を持つて居る次第であります、次の第二項に於きまして、戦力は保持しない、交戦權は之を認めないと云ふ此の二段備へになりましたのは、午前中にも申しましたやうに、此の條文の第一項に當るべきものは、既に或諸外國の條約、憲法に此の趣旨が現れて居ります、併しそれだけでは唯一つの極り文句のやうであつて、實際的な此の平和の實現の手段を伴つて居ないのであります、そこで此の第二項と云ふものが新しき主題を含みまして、獨り原則を認めるばかりではないが、原則を實現する手續上の手段、或は利用法となるべきものは之を廢棄して、そこで武力は持たないと云ふことと、交戦權と云ふのは、私は此の語を詳しく知りませぬが、聽いて居ります所では、戰爭を行ふと云ふことに基いて生ずる種々なる權利であると存ずるのでありまするが、斯様な規定を置くことに依りまして平和の現出が餘程確保せらるるのではないか、若し此の交戦權に關する規定がないと、相當程度迄事實上戰爭状態を現出せしむる、是がなければなかなかさうは行かない、戰爭中に外國の船舶を拿捕することも出来ないし、戰爭と云ふのは事實上の戰爭の如きものを始めまして、外國の船を拿捕すると云ふことも出来ないし、或は又其の占領地と云ふものも、國際公法に認める保護を受けないし、俘虜などと云ふことも起つて來ないと云ふことに依りまして、大分平和の實現に近い條件になるものと思つて居ります。

(エ) 貴族院 - 帝国憲法改正案特別委 (昭和 21 年 09 月 13 日) (旧憲法下)

○國務大臣 (金森徳次郎君) 此の戦力と申しますのは、戦争又は之に類似する行為に於て、之を使用することに依つて目的を達成し得る一切の人的及び物的力と云ふことにならうと考へて居ります、従つて御尋になつて居ります或戦争目的に用ひることを本質とする科学的な或力の元、及び之を作成するに必要な設備と云ふものは戦力と云ふことにならうと思つて居るのであります、又次に竹槍の類が問題になりましたが、斯様な戦力と云ふものは、其の國其の時代の文化を標準として判断をしなければならぬのでありますから、臨時に拵へた竹槍と云ふものは戦力にはならぬものと實は思つて居ります。

(2) 主権回復・独立 (1952 年) 前後 (朝鮮戦争勃発 (50 年) —警察予備隊創設 (50 年) —冷戦・国連機能に陰り—日米安保条約発効 (52 年) —自衛隊創設 (54 年))

(ア) 衆議院 - 本会議 (昭和 27 年 1 月 25 日)

○國務大臣 (木村篤太郎君)

ただいまの猪俣君の質問要旨は、要するに憲法第九條に定められた、陸海空軍その他の戦力を保持しない、この戦力に相当するかどうかということなのであります。いわゆる戦力と申しますのは、これは戦争目的の手段として有効なる軍力であります。この判定は、要するに国際社会通念によつて、はたして近代戦において戦争目的に利用し得られる軍力であるかどうかということなのであります。翻つて、予備隊の装備はどうであるか。予備隊の装備は、御承知の通り、わずかに機関銃やその他の軽砲にすぎないのでありまして近代戦において、かようなものは決して戦争遂行の力を持たないのであります。(拍手) ジェット機が発達し、あるいは原子力が発達した近代戦において、予備隊の装備のごときは、これは実に微々たるものであつて、戦争遂行の能力はないのでありますから、絶対にこれは軍力と申すことはできないと解するのであります。

(イ) 衆議院 - 外務委員会 (昭和 27 年 1 月 30 日)

○木村國務大臣 (法務総裁) 憲法第九條の陸海空軍その他の戦力という、この意味いかに私は帰着するのではなかろうかと考えております。そこで、戦力と申しますのは、いわゆる戦争を遂行し得る有力なる兵力、こう解すべきだと思ひます。戦争遂行に適當なる兵力であります。そこで御承知の通り、近代戦においては、いわゆるジェット機、ジェット爆撃機あるいは原子兵器というようなものが整備されまして、これが戦争遂行の有力なる武器として使用されておるのであります。この際に日本がかような有効なる戦争遂行の能力を持つということになりますれば、これは憲法を改正せなければならぬと考えております。しかしながら、現在警察予備隊が装備されておる力というものは、きわめて微々たるものでありまして、戦争遂行の何らの能力なしと私は解するの

であります。従つてかような装備は再軍備になるものではないので、憲法改正の必要はない、こう考えております。

(ウ) 衆議院 - 外務委員会 (昭和 27 年 11 月 29 日)

○木村国務大臣 (保安庁長官) 戦争にも大きな戦争もあり、小さい戦争もあると言われましたが、われわれの戦力というものは、いわゆる近代戦を遂行し得る能力と考えております。一体憲法において規定されておるのは、いわゆる国際法上の戦争であります。国権の発動たる戦争及び武力による威嚇、あるいは武力の行使は国際紛争を解決する手段としてはこれは行使してはならぬ、これは永久に放棄する、これが大前提であります。いわゆる侵略戦争をとめようというのが、私は憲法第九条の大眼目であろうと考えております。従いまして、日本が自衛力はこれを保持することは何ら禁止されておるわけではありません。従いましてこのいわゆる侵略戦争を禁止する一つの方法として、第二項において戦力を保持してはならぬ、こう考えているのであります。その戦力はこの大きな前提から導き出されるのでありまして、いわゆる近代戦を有効に遂行し得る能力、いわゆる他国を侵略し得るような能力をさしておるもの、こう考えております。

(エ) 衆議院 - 内閣委員会 (昭和 29 年 5 月 6 日)

○木村篤太郎国務大臣 自衛隊は自衛隊法によって明らかであるように、外部からの不当な攻撃に対して我が国を防護することを任務としている。ここに限界がある。(中略)日本の自衛隊は、海外に派遣するというようなことは、任務、性格になっていないということを申し上げたい。

(オ) 参議院「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」(昭和29年6月2日)

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、我が国民の熾烈な平和愛好精神に照らし海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

(カ) 衆議院 - 外務委員会 (昭和29年6月3日)

○下田武三外務省条約局長 平和条約でも、日本国の集团的、個別的の両者の自衛権というものは認められておるわけでございますが、しかし日本憲法からの観点から申しますと、憲法が否認していないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり、自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うのであります。集团的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の締結国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということは、一般の国際法からはただちに出てくる権利ではござい

ません。それぞれの同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があつて初めて条約上の権利として生れてくる権利でございます。ところがそういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、（中略）できないのでありますから、（中略）日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない、そういうように存じております。

（キ）衆議院-予算委員会（昭和29年12月22日）

○大村防衛庁長官 第一に、憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従つて現行憲法のもとで、わが国が自衛権を持っていることはきわめて明白である。

二、憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。一、戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、「国際紛争を解決する手段としては」ということである。二、他国から武力攻撃があつた場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであつて、国際紛争を解決することとは本質が違ふ。従つて自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

自衛隊は現行憲法上違反ではないか。憲法第九条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。

### 3. 「国防の基本方針」（昭和32年）1957年5月20日、閣議決定）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もつて民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- （1）国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- （2）民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- （3）国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- （4）外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

### 4. いわゆる砂川事件最高裁判決（1959年）（日米安保条約改定（1960年））

- （1）判決文—主 文

原判決を破棄する。

本件を東京地方裁判所に差し戻す。

## (2) 判決文一理 由

東京地方検察庁検事正野村佐太男の上告趣意について。

[1] 原判決は要するに、アメリカ合衆国軍隊の駐留が、憲法9条2項前段の戦力を保持しない旨の規定に違反し許すべからざるものであるということを前提として、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約3条に基く行政協定に伴う刑事特別法2条が、憲法31条に違反し無効であるというのである。

[2]一、先ず憲法9条2項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法9条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行爲によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および98条2項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、9条1項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条2項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしてつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法9条2項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによつて補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようとして決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的な措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、憲法9条は、わが国がその平和と安全



を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。

[3] そこで、右のような憲法9条の趣旨に即して同条2項の法意を考へてみるに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条1項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従つて同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとへそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。

[4] 二、次に、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法9条、98条2項および前文の趣旨に反するかどうかであるが、その判断には、右駐留が本件日米安全保障条約に基くものである関係上、結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない。

[5] しかるに、右安全保障条約は、日本国との平和条約（昭和27年4月28日条約5号）と同日に締結せられた、これと密接不可分の関係にある条約である。すなわち、平和条約6条(a)項但書には「この規定は、1又は2以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される2国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。」とあつて、日本国の領域における外国軍隊の駐留を認めており、本件安全保障条約は、右規定によつて認められた外国軍隊であるアメリカ合衆国軍隊の駐留に関して、日米間に締結せられた条約であり、平和条約の右条項は、当時の国際連合加盟国60箇国中40数箇国の多数国家がこれに賛成調印している。そして、右安全保障条約の目的とするところは、その前文によれば、平和条約の発効時において、わが国固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない実状に鑑み、無責任な軍国主義の危険に対処する必要上、平和条約がわが国に主権国として集团的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章がすべての国が個別のおよび集团的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基き、わが国の防衛のための暫定措置として、武力攻撃を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。それ故、右安全保障条約は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国存立の基礎に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当つては、時の内閣は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せ

られた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

[6] ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点  
がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、  
従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基く政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となつている場合であると否とにかかわらないのである。

[7] 三、よつて、進んで本件アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する安全保障条約およびその3条に基く行政協定の規定の示すところをみると、右駐留軍隊は外国軍隊であつて、わが国自体の戦力でないことはもちろん、これに対する指揮権、管理権は、すべてアメリカ合衆国に存し、わが国がその主体となつてあたかも自国の軍隊に対すると同様の指揮権、管理権を有するものでないことが明らかである。またこの軍隊は、前述のような同条約の前文に示された趣旨において駐留するものであり、同条約1条の示すように極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、ならびに1または2以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起こされたわが国における大規模の内乱および騒じょうを鎮圧するため、わが国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することとなつており、その目的は、専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならないことが窺えるのである。

[8] 果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法9条、98条2項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法9条2項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。(なお、行政協定は特に国会の承認を経ていないが、政府は昭和27年2月28日その調印を了し、同年3月上旬頃衆議院外務委員会に行政協定およびその締結の際の議事録を提出し、その後、同委員会および衆議院法務委員会等において、種々質疑応答がなされている。そして行政協定自体につき国会の承認を経べきものであるとの議論もあつたが、政府は、行政協

定の根拠規定を含む安全保障条約が国会の承認を経ている以上、これと別に特に行政協定につき国会の承認を経る必要はないといい、国会においては、参議院本会議において、昭和27年3月25日に行政協定が憲法73条による条約であるから、同条の規定によつて国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決され、また、衆議院本会議において、同年同月26日に行政協定は安全保障条約3条により政府に委任された米軍の配備規律の範囲を越え、その内容は憲法73条による国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決されたのである。しからば、以上の事実に徴し、米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約3条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかつたからといつて、違憲無効であるとは認められない。）

[9] しからば、原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法9条2項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および憲法前文の解釈を誤つたものであり、従つて、これを前提として本件刑事特別法2条を違憲無効としたことも失当であつて、この点に関する論旨は結局理由あるに帰し、原判決はその他の論旨につき判断するまでもなく、破棄を免かれない。

[10] よつて刑訴410条1項本文、405条1号、413条本文に従い、主文のとおり判決する。

[11] この判決は、裁判官田中耕太郎、同島保、同藤田八郎、同入江俊郎、同垂水克己、同河村大助、同石坂修一の補足意見および裁判官小谷勝重、同奥野健一、同高橋潔の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

## 5. 憲法第9条の政府解釈

### (1) 日米安保条約改定(1960年)以降

(ア) 参議院 - 予算委員会 (昭和34年3月16日)

○林修三内閣法制局長 外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行う  
ということの点だけにしぼって集団的自衛権ということが憲法上認められるか  
どうかということをおっしゃれば、それは今の日本の憲法に認められている自  
衛権の範囲には入らない、こういうふうに言うべきであろうと思います。

(イ) 参議院 - 予算委員会 (昭和35年3月31日)

○岸信介内閣総理大臣 いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えら  
れておる締約国や、特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、そ  
の国まで出かけて行ってその国を防衛するという意味における私は集団的自衛  
権は、日本の憲法上は、日本は持っていない、かように考えております。

(ウ) 参議院予算委員会 (昭和35年3月31日)

○岸信介内閣総理大臣 集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国

に行ってこれを守るということでございますけれども、それに尽きるものではないとわれわれは考えておるのであります。そういう意味において一切の集団的自衛権を持たない、こう憲法上持たないということは私は言い過ぎだと、かように考えております。

(エ) 参議院予算委員会 (昭和35年3月31日)

○林修三内閣法制局長官 これはいろいろの内容として考えられるわけですが、たとえば現在の安保条約におきまして、米国に対して施設区域を提供いたしております。あるいは米国と他の国、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対してあるいは経済的な援助を与えるというようなこと、こういうことを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、こういうものを私は日本の憲法は否定しておるものとは考えません。

(2) 1970年代から冷戦終結(1991年)まで

(ア) 衆議院 - 予算委員会 (昭和45年3月30日)

○中曽根防衛庁長官 やはり核兵器、特に攻撃的、戦略的核兵器、それから攻撃的兵器の中でたとえばB52のようなもの、あるいはICBM、あるいは中距離弾道弾、このように他国の領域に対して直接脅威を与えるものは禁止されていると思います。

(イ) 「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」(昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料)

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、

憲法上許されないといわざるを得ない。

(ウ) 参議院 - 予算委員会 (昭和 47 年 11 月 13 日)

○政府委員 (吉國一郎君) (内閣法制局長官) 戦力について、政府の見解を申し上げます。

戦力とは、広く考えますと、文字どおり、戦う力ということでございます。そのようなことばの意味だけから申せば、一切の実力組織が戦力に当たるといってよいでございますが、憲法第九条第二項が保持を禁じている戦力は、右のようなことばの意味どおりの戦力のうちでも、自衛のための必要最小限度を越えるものでございます。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられてはいないということございまして、この見解は、年来政府のしているところでございます。

先般、十一月十日の本委員会において上田委員が御指摘になりました、戦力とは近代戦争遂行に役立つ程度の装備編制を備えるものという定義の問題について申し上げます。

先日も申し上げましたように、吉田内閣当時における国会答弁では、戦力の定義といたしまして、近代戦争遂行能力あるいは近代戦争を遂行するに足りる装備編制を備えるものという趣旨のことばを使って説明をいたしておりますが、これは、近代戦争あるいは近代戦と申しますか、そういうようなものは、現代における戦争の攻守両面にわたりまして最新の兵器及びあらゆる手段方法を用いまして遂行される戦争、そういうものを指称するものであると解しました上で、近代戦争遂行能力とは右のような戦争を独自で遂行することができる総体としての実力をいうものと解したものと考えられます。近代戦争遂行能力という趣旨の答弁は、第十二回国会において初めて行なわれて以来第四次吉田内閣まで、言い回しやことばづかいは多少異なっておりますけれども、同じような趣旨で行なわれております。

ところで、政府は、昭和二十九年十二月以来は、憲法第九条第二項の戦力の定義といたしまして、自衛のため必要な最小限度を越えるものという先ほどの趣旨の答弁を申し上げて、近代戦争遂行能力という言い方をやめております。それは次のような理由によるものでございます。

第一には、およそ憲法の解釈の方法といたしまして、戦力についても、それがわが国が保持を禁じられている実力をさすものであるという意味合いを踏まえて定義するほうが、よりよいのではないのでしょうか。このような観点からいたしますれば、近代戦争遂行能力という定義のしかたは、戦力ということばを単に言いかえたのにすぎないのではないかといわれるような面もございまして、必ずしも妥当とは言いがたいのではないか。むしろ、右に申したような憲法上の実質的な意味合いを定義の上で表現したほうがよいと考えたことございませぬ。

第二には、近代戦争遂行能力という表現が具体的な実力の程度をあらわすも

のでございまするならば、それも一つの言い方であろうと思ひますけれども、結局は抽象的表現にとどまるものでございます。

第三には、右のようでございまするならば、憲法第九条第一項で自衛権は否定されておりません。その否定されていない自衛権の行使の裏づけといたしまして、自衛のため必要最小限度の実力を備えることは許されるものと解されるので、その最小限度を越えるものが憲法第九条第二項の戦力であると解することが論理的ではないだろうか。

このような考え方で定義をしまいたつたわけでございますが、それでは、現時点において、戦力とは近代戦争遂行能力であると定義することは間違いなのかどうかということに相なりますと、政府といたしましては、先ほども申し上げましたように、昭和二十九年十二月以来、戦力の定義といたしましてそのようなことばを用いておりませんので、それが今日どういう意味で用いられるかということ、まず定めなければ、その是非を判定する立場にはございません。しかし、近代戦争遂行能力ということばについて申し上げれば、戦力の字義から言えば、文字の意味だけから申すならば、近代戦争を遂行する能力というのも戦力の一つの定義ではあると思ひます。結局、先ほど政府は昭和二十九年十二月より前に近代戦争遂行能力ということばを用いました意味を申し上げたわけでございますが、そのような意味でありますならば、言い回し方は違ふといつたしましても、一がいに間違いであるということはないと存じます。

(エ) 参議院 - 法務委員会 (昭和 48 年 9 月 18 日)

○政府委員 (角田礼次郎君) 憲法解釈の立場からしか申し上げにくいと思ひますが、これも毎々国会で御答弁申し上げておるとおり、しからば、自衛力の限度というものをかりにある一定の数量であらわすというようなことになれば、これはまあ非常にわかりやすいわけでございますけれども、そういうことは事の性質上非常にむずかしいであろう、結局、抽象的に自衛のため必要最小限度の実力としか法規範としては言い得ないんじゃないか。しかし、実際にそれが憲法のいう戦力に当たるかあるいは戦力の以内のものであるかは、そのときどきの国際情勢によつても変わるだらうから、一定不変のものではないだらうし、またその判断自体は、やはり国民の代表である国会において、予算とか法律の審議を通じて御判断になるべきことである、こういうことを毎々申し上げておるわけでございます。今回もそのとおりしか申し上げられないと思ひます。

(オ) 「F-15及びP-3Cを保有することの可否について」(昭和 53 年 2 月 14 日 衆議院予算委提出)

憲法第九条第二項が保持を禁じている「戦力」は、自衛のための必要最小限度を超えるものである。

右の憲法上の制約の下において保持を許される自衛力の具体的な限度については、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得

る相対的な面を有することは否定し得ない。もっとも、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器（例えばICBM、長距離戦略爆撃機等）については、いかなる場合においても、これを保持することが許されないのはいうまでもない。

（カ）衆議院-外務委員会（昭和53年3月24日）

○福田内閣総理大臣（略）核といえども、必要最小限の自衛のためでありますればこれを持ち得る、こういうのが私どもの見解でございます。ただ（略）、わが国は非核三原則というものを国是としておる、それからまた核拡散防止条約に加入しておる、また原子力基本法を持っておる（略）、現実の問題として（略）核を兵器として持つということはありませんが、憲法解釈の問題とは別個の問題であるというふうに御理解願います。

（キ）衆議院議員森清君提出憲法第九条の解釈に関する質問に対する答弁書（昭和55年12月5日）

憲法第九条第二項の「前項の目的を達するため」という言葉は、同条第一項全体の趣旨、すなわち、同項では国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄しているが、自衛権は否定されておらず、自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められているということを受けていると解している。したがって、同条第二項は「戦力」の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している

（ク）衆議院議員森清君提出憲法第九条の解釈に関する質問に対する答弁書（昭和60年（1985年）9月27日）

憲法第九条第二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、このような意味の交戦権が否認されていると解している。

他方、我が国は、国際法上自衛権を有しており、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められているのであつて、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うこととは別の観念のものである。實際上、我が国の自衛権の行使としての実力の行使の態様がいかなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べることは困難であるが、例えば、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。

(ケ) 衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書(昭和 56 年 5 月 29 日)

憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

(コ) 参議院 - 予算委員会 (昭和 63 年 4 月 6 日)

○国務大臣(瓦力君) 政府が従来から申し上げているとおり、憲法第九条第二項で我が国が保持することが禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解されるところであり、同項の戦力に当たるか否かは、我が国が保持する全体の実力についての問題であつて、自衛隊の保有する個々の兵器については、これを保有することにより我が国の保持する実力の全体が右の限度を超えることとなるか否かによって、その保有の可否が決せられるものであります。しかしながら、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、いかなる場合にも許されず、したがって、例えば I C B M、長距離核戦略爆撃機……長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されず、このことは累次申し上げてきているとおりであります。

### (3) 冷戦終結 (1990 年)・湾岸戦争 (1991 年) 以降

(ア) 衆議院 - 国際連合平和協力に関する特別委員会 (平成 2 年 10 月 29 日)  
○工藤内閣法制局長官 ……例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは・・・問題があろうということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがって、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

(注) 侵略の定義に関する決議 (1974 年 12 月 14 日国連総会決議 3314(XXIX))  
第 3 条 次に掲げるいずれの行為も、宣戦布告の有無にかかわらず、第 2 条の規定に従って、侵略行為とされる。

(a)～(e) (略)

(f) 他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うため



に使用することを許容する国の行為

(g) (略)

(イ) 衆議院 - 予算委員会 (平成 9 年 2 月 13 日)

○大森内閣法制局長官　・・・このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありまして、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

(ウ) 参議院 - 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会 (平成 11 年 5 月 20 日)

○大森内閣法制局長官　ただいま委員の御質問の中で成田空港でも云々という日本の民間空港使用の話がありましたけれども、周辺事態において米軍の航空機が滑走路を使用するという場合には、安保条約六条に基づいて提供しているいわゆる米軍基地飛行場の使用の場合と臨時的に我が国の民間空港の滑走路の使用を認める場合と両方あるかと思うわけでございます。いずれにしましても、要するに安保条約及びその関連取り決めに基づいて我が国から行われる米軍の戦闘作戦行動のための基地としての使用について、我が国があらかじめ応諾をしているという結果として米軍機が滑走路を使用するわけでございます。

その場合に、我が国の行為としましては、あくまでそういう施設を使用することを応諾するという消極的な行為にとどまりまして、予定される米軍の武力の行使と一体化するような積極的な行為を我が国がそれ以上にするということはないと考えられますので、いわゆる一体化論との関係では、滑走路を使用することを応諾することとの関係では憲法上の問題は生じないんではないかというふうに考えているところでございます。

(エ) 衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書 (平成 16 年 6 月 18 日)

憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している

(オ) 衆議院議員辻元清美君提出核兵器問題等に関する質問に対する答弁書 (平

成 21 年 3 月 19 日)

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によっても禁止されているわけではない。したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとするれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこのように解釈しており、この解釈は、現在も変わっていない。

(カ) 衆議院議員小泉進次郎君提出憲法第九条第二項の戦力と自衛隊の戦力に関する質問に対する答弁書 (平成 22 年 4 月 2 日)

憲法第九条第二項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない

## 6. 安保法制懇談会第一次報告書

ひるがえって、政府がこれまで一貫して保持してきた憲法第 9 条の文理解釈については、次のことを指摘しておく必要がある。前述の如く、政府の解釈は、「憲法第 9 条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」という文理解釈を出発点としている。念のため憲法第 9 条の文言は、次のとおりである。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」特に、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という文言は、「我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように」は見えず、この規定の意味するところは、むしろ、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を「国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」ものであって、個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではないと読むのが素直な文理解釈であろう。憲法第 9 条第 1 項の「戦争放棄」は、1946 年に日本国憲法で突然出てきたものではなく、国際連盟規約、1928 年のパリ不戦条約、国連憲章等の国際法発展の長い歴史の中で進化してきたものである。この歴史を通じて、個別的・集団的自衛権や集団安全保障を排除する考え方は、一度も出てきたことがない。むしろ、「戦争放棄」の考え方は、国際紛争を国際連盟や国際連合が国際社会の協力を通じて平和的手段により又は集

団安全保障体制によって強制的に解決することを前提に、個別国家が武力によって紛争を解決することを禁ずるという体制の一環として出てきたものである。このような背景からすれば、我が国が一方で自国の紛争を武力で解決しないことを約束しながら、他方で国際的な平和の維持・回復に積極的に参加しないという立場はとれないはずである。ちなみに、1928年のパリ不戦条約の規定は、次のとおりであり、憲法第9条の規定の淵源となっている。すなわち「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且ソノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」と規定している。

前述のように、憲法第9条第1項が、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ものであって、個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものでないとすれば、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という第2項は、第1項の禁じていない個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加のための軍事力を保持することまでも禁じたものではないと読むべきであろう。なお、第2項末尾の「国の交戦権は、これを認めない。」の意味については、かつては国際法上認められていた「戦争をする権利」を認めず、また、戦争の開始、終了等に関する国際法上の権利を認めないものと解すべきであろう。このことは、第1項で「国権の発動たる戦争」を放棄している以上当然ではあるが、これを確認的に規定したものと考えられる。他方、この規定にいう「交戦権」が認められないということは、1949年ジュネーヴ諸条約及び同追加議定書等の国際人道法上の権利・義務に影響するものでないことは明らかである。

以 上